

建築基準法に基づく確認済証の偽造について

平成26年 3月28日

千葉県県土整備部都市整備局建築指導課

電話 043-223-3182

特定の建築士による確認済証の偽造の疑いのある事実が認められたので、刑事訴訟法第239条第2項の規定により、同建築士を千葉県警察本部に告発しました。

1 確認済証偽造の疑い

富里市内1件（木造平屋建て非住宅）及び銚子市内2件（木造2階建て住宅）の建築工事において、特定の建築士による確認済証の偽造の疑いが認められました。

2 告発の概要

- ・告発日 平成26年3月28日
- ・告発人 千葉県知事
- ・被告発人 竹尾一弥（茨城県知事登録二級建築士）
- ・告発の趣旨 下記告発の事実の所為は、刑法第155条第1項及び第158条（有印公文書偽造及び同行使）に該当すると思料される。
- ・告発の事実 被告発人は上記工事の各建築主から工事施工者を介して委任された建築確認申請につき、指定確認検査機関名義の確認済証を偽造した上、あたかも真正に作成されたもののように装って施工者に対して提出行使した。

(参考)

当該建築士の行為は建築士法第21条の3に抵触している疑いがあることから、千葉県知事は当該建築士の懲戒権限を有する茨城県知事へその旨報告しました。

また、当該3件の建築物については、県の調査により、敷地、構造、設備、用途などについて、建築基準法その他の法令の違反は無いことを確認しています。